

外洋特別規定
規定番号 6.04.1
落水救助訓練
毎年実施
義務化



訓練は実践が必須

訓練を見学しただけで、
訓練した気になっていませんか？
見学はただでは訓練ではありません。
自ら実践して訓練となります。

- 事故が起きた場合の対応に加え、事故を防ぐための備えや練習などソフト面の訓練を実施しましょう！
- 落水時の救助訓練を実施していますか？
- 通常帆走の練習以外に荒天帆走時の訓練していますか？
- 備品の使い方も事前に学習していますか？

訓練

訓練の記録 画像募集

みなさんが実施した訓練の画像や動画、あるいは facebook、youtube などの URL を JSAF 外洋安全委員会へお知らせください。JSAF 外洋安全委員会の facebook に掲載またはシェアして、全国のセーラーの参考として紹介したいと考えています。

画像・URL の送付先：anzen-offshore@jsaf.or.jp

まめな点検整備

艇の構造や装備、艀装、備品などの点検整備をまめに行い常に使える状態にしましょう。

- ライフジャケットは定期点検が必要です。
- 安全備品等の搭載忘れはありませんか？
- ライフジャケットの定期点検していますか？
- マストやライフラインなど艇の構造物や装備を定期的に点検していますか？



点検



「2016 秋の安全週間」

期 間 ：2016 年 9 月 17 日 (土) ～25 日 (日)

主テーマ：まめな「点検」と「訓練」の実践

- ・安全週間期間中に、艇や装備の「点検・整備」、実践「訓練」を実施しましょう！

World Sailing の「Offshore Special Regulations」改訂に伴い、「JSAF 外洋特別規定 20162-017」も今年の 4 月から改訂されました。この改訂でカテゴリー4 からは、少なくとも年 1 回の「落水救助訓練」が義務づけられました（規定番号 6.04.1）。

最近では各地の加盟団体・特別加盟団体、あるいはヨットクラブ主催での安全講習会が開催されているのが見受けられます。そこでは落水救助訓練も実施されているようですが、実際に訓練に参加される方は数名のみです。その他の方は、見学しているだけで落水救助訓練を行った気になっていませんか？

安全講習会に出席して落水救助訓練を見学しただけでは訓練したことにはなりません。

「訓練」は「自ら実践」しなければ「訓練」ではありません。（下記写真参照）

この安全週間を機会として、落水救助訓練をはじめとした各種訓練、そして秋のセーリングシーズンを前に艇や装備、備品の点検整備を実施しましょう！



↑ 訓練した人



↑ 見学者は訓練したことになりません

===== **訓練の記録画像募集！** =====

みなさんが実施した訓練の画像や動画、あるいは facebook、youtube などの URL を JSAF 外洋安全委員会へお知らせください。

JSAF 外洋安全委員会の facebook に画像の掲載または、それぞれの facebook や youtube をシェアして、全国のセーラーの参考として紹介したいと考えています。

画像・URL の送付先： anzen-offshore@jsaf.or.jp